

Client Alert

15 October 2021

米国税関による強制労働等に関連した輸入差止め等の執行強化への対応策（その2）¹

本アラートに関する
お問い合わせ先



板橋 加奈
パートナー
+81 3 6271 9464
kana.itabashi@bakermckenzie.com



松本 泉
カウンセラー
+81 3 6271 9720
izumi.matsumoto@bakermckenzie.com



篠崎 歩
シニア・アソシエイト
+81 3 6271 9900
ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com

2021年9月10日、米国税関・国境警備局（U.S. Customs and Border Protection: CBP）は、本年3月29日に発出した、ゴム手袋製造大手のマレーシア企業（以下、「本件WRO対象企業」又は「同社」）が製造・販売する使い捨て手袋が強制労働等を用いて生産されている旨の「認定（finding）」²を修正することを公表した³。

1930年関税法（通称「スムート・ホーリー法」）307条（19 U.S.C. §1307）は、外国において違法労働、強制労働、又は制裁を伴う契約労働（「強制労働等」）によって生産・製造等された全ての品目の米国への輸入を禁止している⁴。これを受け、CBP長官は、強制労働等によって生産・製造等された商品が輸入されている、又は輸入される可能性があるという、決定的ではなくとも合理的な疑いのある情報を入手した場合には、全米各税関に対し、当該商品の輸入許可を保留する「違反商品保留命令（WRO）」を発出できるものとされている（19 C.F.R. §12.42(e)）⁵。更にCBP長官は、当該品目が強制労働等を用いて生産・製造等されたことの相当な理由（probable cause）があると判断した場合には、その旨の認定（finding）を公表する（19 C.F.R. §12.42(f)）。この認定とWROとの主な違いの一つは、前者では強制労働等によって生産・製造等されたことが正式に認定されているため、一度税関で輸入が差止められた場合には、当該保留の解除が認められない限り、当該品目を米国外に再輸出することもできない点にある（19 C.F.R. §12.44(a)及び(b)）⁶。

本件では、本件WRO対象企業が、同社製の使い捨て手袋の生産に強制労働等が用いられていないことを示す追加の情報を提出した結果、上記認定の修正（modification）が認められた⁷。その際、同社は、労働者に対する総額

¹ 本件に関する以前のクライアントアラートについては以下を参照。

https://www.bakermckenzie.co.jp/w/p/w-p-content/uploads/20210816_ClientAlert ICT_WRO_J.pdf

² CBPは、2020年中に、これまでで最多の15のWROを発出し（中国9件、マレーシア3件、その他3件）、また過去25年の中で初めて中国企業に対する「認定」を発出した。今回の「認定」はそれに引き続くもので、マレーシア企業に対して出された初めての「認定」である。

³ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2021-09-10/pdf/2021-19535.pdf>

⁴ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/USCODE-2011-title19/pdf/USCODE-2011-title19-chap4-subtitle1-part-sec1307.pdf>

⁵ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/CFR-2011-title19-vol1/pdf/CFR-2011-title19-vol1-sec12-42.pdf>

⁶ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/CFR-2011-title19-vol1/pdf/CFR-2011-title19-vol1-sec12-44.pdf>

⁷ なお、CBPによると、「修正」（modification）はWRO等に基づく執行を停止するものであるのに対し、「取消」（revocation）はそもそも当該企業をWRO等に基づく執行の対象から外すものであるとされている。以下を参照。

https://www.cbp.gov/sites/default/files/assets/documents/2021-Oct/Slicksheet_Forced%20Labor%20How%20are%20WRO%20Finding%20Modifications%20or%20Revocations%20Processed%20508%20Compliant_0.pdf



3,000万ドルを超える追加の支払いや、同社の施設における労働・生活条件の改善等の措置を講じたものとされている⁸。本件は、直接的にはCBPによる認定の修正がなされたものであるが、企業が自社のサプライチェーン上での強制労働等の有無を確認するレビュー等を行う際にも、有益な示唆を与えてくれるものと考えられる。

CBPが本年8月に公表した質問事例集（FAQs）によると、WROの対象から除外されるためにCBPが有用と考える情報には、以下のものがある⁹。

- ① 国際労働機関（ILO）が公表している強制労働の各指標¹⁰を否定する証拠
- ② 強制労働条件が修正されていることを示す有効な企業方針や手続、管理状況を示す証拠
- ③ 上記企業方針、手続が実践されていることと、当該実践を事後的に確認する独立した第三者による事前予告なしの監査を行った旨の証拠
- ④ 製造拠点、工場、農場、加工センターの場所を示すサプライチェーンマップ

特にCBPは、WROや認定の修正・取消を求める場合には、事前の予告なしに行われ、上記強制労働の指標の全てをカバーし、現地の言語で実施されたインタビューを含む、独立の第三者による「信頼性の高い監査」（credible audit）が求められるとする¹¹。

上記はあくまで米国の税関において自社の製品が差止めの対象となった場合に、当該差止めの解除等を求めるために必要となる情報の例であるが、各企業において予防的に自社のサプライチェーン上の強制労働等の有無のレビューを行う際にも参考になる。具体的には、当該レビューに係るコスト等を踏まえ、例えば、各拠点に対し労働の現状や採用の実態、強制労働の指摘がなされうる潜在的リスクの有無¹²等につき回答を求める質問票を送付し、自己申告を行ってもらった上で、現地における監査を行うことも一案である。また、サプライヤーに対し、近年の米国における執行状況を反映した行動規範（code of conduct）のアップデートを求めることも推奨される。これらのレビューについては、可能な限り全ての拠点・サプライヤーについて行うべき

⁸ <https://www.cbp.gov/new-sroom/national-media-release/cbp-modifies-forced-labor-finding-top-glove-corporation-bhd>

⁹ <https://www.cbp.gov/sites/default/files/assets/documents/2021-Aug/CBP%202021%20TV%20FAQs%20%28Forced%20Labor%29.pdf>

¹⁰ 脆弱性の濫用、欺罔、移動の制限、孤立化、物理的・性的暴力、威迫・脅迫、IDの没収、賃金の控除、借金による束縛、劣悪な労働・生活条件、過度な超過勤務、の11指標である。

¹¹ https://www.cbp.gov/sites/default/files/assets/documents/2021-Oct/Slicksheet_Forc%20Labor%20What%20is%20in%20a%20petition%20for%20mod%20or%20a%20revocation%20508%20Compliant.pdf

¹² なお、欧州委員会が本年7月に公表したガイダンスにおいては、強制労働のリスクを推認させる要素の例として、①Country risk factors（ストライキを違法とする法制度や囚人労働プログラムの存在等）、②Migration and informality risk factors（雇用契約書の不存在、工場等に未成年者がいること、労働者が現地語を話せないこと等）、③Debt risk factors（賃金を自由に使えないこと、身分証明書や住居への自由なアクセスが制限されていること等）が挙げられており（5-6頁）、一つの参考になる。https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2021/july/tradoc_159709.pdf



であるが、現実的にそれが難しい場合でも、少なくとも重要な拠点・サプライヤーについては実施すべきである。

当事務所では、米国税関における強制労働等に関連した輸入差止め等の執行強化への対応を行っています。本アラート記載の内容につき、ご質問やご不明な点等がある場合には、本アラート記載の専門家にいつでもご連絡ください。